

令和5年度決算における健全化判断比率等の概要

総括表

(1)健全化判断比率（地方公共団体の財政の健全性に関する指標）

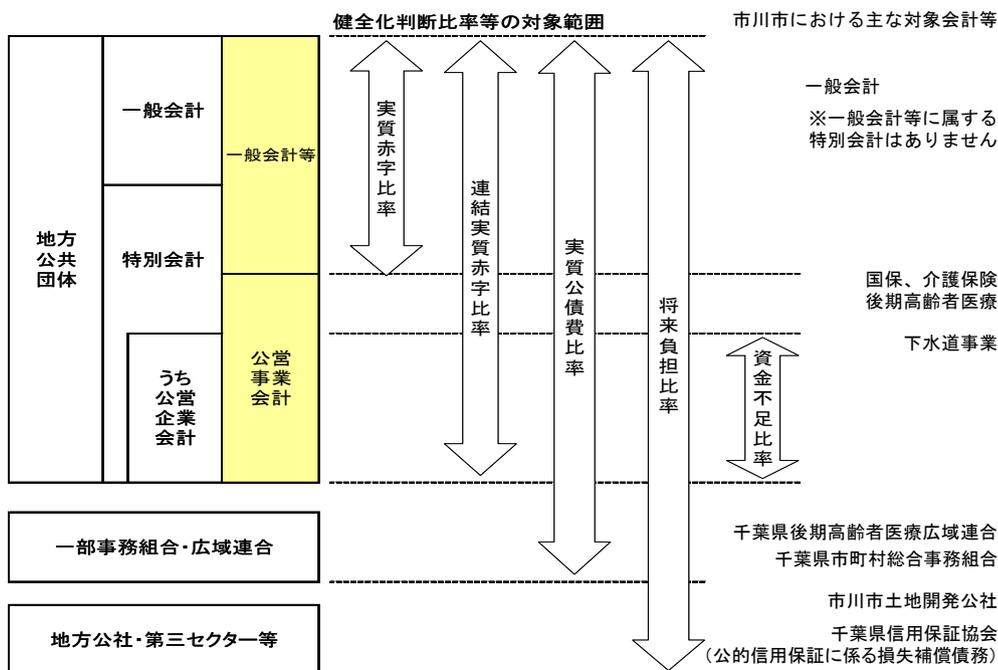
指標名	内容	対象範囲	5年度算定結果	財政健全化法	
				早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合	一般会計等	—	11.25%	20%
連結実質赤字比率	公営企業会計を含む、すべての会計を連結した実質赤字額の標準財政規模に対する割合	一般会計等 公営事業会計	—	16.25%	30%
実質公債費比率 (3カ年平均)	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合	2.1%	25%	35%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合	一般会計等 公営事業会計 一部事務組合 広域連合 地方公社 第三セクター等	—	350%	

(2)資金不足比率（地方公営企業の経営の健全性に関する指標）

指標名	内容	対象範囲	5年度算定結果	財政健全化法	
				経営健全化基準	—
資金不足比率	各公営企業における資金不足額の事業規模（事業収入）に対する割合	下水道事業会計	—	20%	

※「5年度算定結果」欄の実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率の値が「—」となっているのは、本市の各会計が黒字であり、算定の基礎となる赤字額及び資金不足額がないことによるものです。
また、将来負担比率が「—」となっているのは、本市の将来負担する見込みの負債額に対し、充当可能な財源等が上回っていることによるものである。

【対象範囲の概要】



実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合】

【算定式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む数値)}}$$

【5年度状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
実質赤字比率	11.25%~15.00%	11.25%	20%
令和5年度決算に基づく市川市の実質赤字比率		— % (比率≤0の場合、—)	

※実質赤字比率の早期健全化基準は標準財政規模に応じて定められており、本市の場合は11.25%です。

【説明】

毎年4月に始まり翌年3月に終わる地方公共団体の一般会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則であり、歳入が歳出に不足する事態となり赤字を生じることが、望ましくありません。

仮に、歳入不足・赤字が解消できない場合には、翌年度歳入の繰上充用や当該年度の歳出予算に計上した事業を翌年度に繰り越すこと（歳入不足に起因する事業の繰越し）となりますが、翌年度においてもその分の歳入確保又は歳出の削減ができれば、更に繰り越され、赤字額が累増していくことになります。

地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計等について算定を行う「実質赤字比率」は、このように、当該年度の歳入不足により支払うべき債務を繰り延べたり、執行すべき事業を繰り越したりしたものがあれば、これらを含めた赤字額を「実質赤字額」として算定し、この額を地方公共団体の一般財源（地方税や地方交付税等）の標準的な規模を表す標準財政規模で除した比率であり、一般会計等における赤字の深刻度を把握するための比率です。

実質赤字比率につきましては、この比率が高ければ高くなるほど、赤字の解消が難しくなり、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じる必要が生じるとともに、解消の期間も長期間にわたるなど深刻な事態に陥ることとなりますが、本市におきましては、実質赤字の発生がないことより、当該比率の表記といたしましては、上段の枠内に示させていただきましたように、実質赤字額がないことを示す「—」となっております。

なお、本市の一般会計等における実質赤字額の状況を見ていただくため、参考として実質赤字額の反対概念となる「実質収支額」を分子として標準財政規模と比較したものを、下段の枠内に実質赤字比率の算定結果としてマイナス%で表示をしております。

【参考】一般会計等とは＝一般会計及び一部の特別会計の計（市川市には該当する特別会計なし）

【実質赤字比率の算定結果】

5年度実質赤字比率	=	$\frac{4,118,607 \text{ 千円}}{96,941,066 \text{ 千円}}$	=	△ 4.24 %	赤字がなく黒字の場合 マイナス表示となる
-----------	---	------------------------------------------------------	---	----------	-------------------------

連結実質赤字比率 【全会計を連結した実質赤字額(資金不足額)の標準財政規模に対する割合】

【算定式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模(臨時財政対策債発行可能額を含む数値)}}$$

【5年度状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
連結実質赤字比率	16.25%～20.00%	16.25%	30%
令和5年度決算に基づく市川市の連結実質赤字比率		— % (比率≤0の場合、—)	

※連結実質赤字比率の早期健全化基準は標準財政規模に応じて定められており、本市の場合は16.25%です。

【説明】

地方公共団体の会計は、地方税、地方交付税などの一般財源を支出の主な財源とする一般会計のほか、料金収入等を主な財源として事業を実施する病院事業会計、下水道事業会計などの公営事業会計があり、料金収入等で解消できない赤字があれば、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならないことから、公営事業会計等の経営状況が一般会計に与える影響についても捉える必要があります。このため、地方公共団体のすべての会計の赤字額と黒字額を連結(合算)して、当該地方公共団体全体としての資金不足額を、当該団体の標準財政規模の額で除し、地方公共団体全体として見た資金不足額の深刻度を把握するものが「連結実質赤字比率」です。

本市における各会計の収支状況は、最下段の「各会計の状況」にお示ししたとおり、資金不足に陥っている会計はございませんので、連結実質赤字比率につきましても、実質赤字比率と同様に連結実質赤字額がないことを示す「—」となっているところです。

なお、本市全体としての実質的な黒字額の状況を見ていただくため、参考として、表の中段に連結実質赤字額の反対概念となる各会計の実質収支額及び剰余額の合計を分子として標準財政規模と比較したものを連結実質赤字比率の算定結果としてマイナス%で表示をしております。

【連結実質赤字比率の算定結果】

5年度連結実質赤字比率	=	$\frac{5,981,916 \text{ 千円}}{96,941,066 \text{ 千円}}$	=	△ 6.17 %	赤字がなく黒字の場合 マイナス表示となる
-------------	---	------------------------------------------------------	---	----------	-------------------------

【各会計の状況】

会計名	実質収支額・剰余額
一般会計	4,118,607 千円
国民健康保険	109,191 千円
介護保険	183,692 千円
後期高齢者医療	18,780 千円
下水道事業	1,551,646 千円
合計	5,981,916 千円

実質公債費比率 【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合】

【算定式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 \text{ の3カ年平均}$$

※標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含む数値

【5年度状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
実質公債費比率	25%	25%	35%
令和5年度決算に基づく市川市の実質公債費比率			2.1%
			(前年度比率: 1.7%)

【実質公債費比率の算定結果】

5年度実質公債費比率(3カ年平均)	=	$\frac{6.38955}{3} \%$	=	2.12985 %	=	2.1 %
<small>小数点以下二桁切捨て</small>						
5年度実質公債費比率(単年度)	=	$\frac{2,850,328}{92,557,943} \text{ 千円}$	=	3.07951 %		

【説明】

地方公共団体の一会計年度を超える長期の借金を地方債といい、この返済に充てる元利償還金等を公債費といいます。

一般会計の公債費は、当然一般会計の義務的な負担となりますが、下水道事業など公営企業会計における公債費支出に対して一般会計から繰り出す経費なども一般会計の義務的な負担となります。

このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し実質的な公債費を算出のうえ、一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模を基本とした額（※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

実質公債費比率の算定につきましては、公債費や公債費に準じた経費を標準財政規模を基本とした額で除したものの3カ年間の平均値を表すこととされているところであり、5年度決算における3カ年平均値は、2.1%〔単年度の比率は3.07951%〕となっています。

なお、本年度の比率は、前年度の1.7%から2.1%に増となりましたが、引き続き良好な値を示しているところと認識しております。増となった理由としましては、実質公債費比率は3カ年平均で算出するため、今年度は、昨年度に算入されていた令和2年度分(1.88259%)が算入されなくなったものの、新たに令和5年度(3.07951%)が算入されたことによるものです。

令和5年度(単年度)の実質公債費比率が前年度から増加した主な要因としましては、実質公債費比率の算定式の分子すなわち「公債費や公債費に準じた経費」において、5年度から庁舎整備事業債などの大型建設事業に係る市債の償還が開始されたことなどに伴う元利償還金等の増加や、公債費に係る基準財政需要額に算入される臨時財政対策債や減税補てん債の償還終了に伴う元利償還金等からの控除額の減少により、実質公債費比率の算定式の分子の額が増えたことが挙げられます。

将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合】

【算定式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含む数値

【5年度状況】

指標名	早期健全化基準		財政再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
将来負担比率	350%	350%	-
令和5年度決算に基づく市川市の将来負担比率			-

※将来負担比率に係る財政再生基準は定められておりません。(前年度比率: - %)

【説明】

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、地方公共団体の長期の借入金である一般会計の地方債残高のほか、債務負担行為のように借入金ではないものの契約等で将来の支払いを約束したもの、下水道事業債のように公営企業等の他会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの(一般会計からの繰出金に含まれる)などがあります。

また、土地開発公社の負債や第三セクターの負債のうち地方公共団体がその損失補償をしているもの(本市土地開発公社については約定書を締結、三セクについては該当なし)については、公社や第三セクターの経営状況によっては、将来負担しなくてはならないこともありえます。

こうしたものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来的に負担することになっている実質的な負債にあたる額、「将来負担額」を把握し、この将来負担額から負債の償還に充てることができる基金等を控除の上、その団体の標準財政規模を基本とした額で除した比率が「将来負担比率」です。

この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかなければなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。

先にご説明した「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公償費比率」の三つの指標は、それぞれ単年度において解消すべき赤字の状況や公償費等の負担の状況を示す指標(実質赤字比率や連結実質赤字比率は過去から累積された赤字を含む)ですが、これだけの指標では、地方公共団体の負債の状況や将来の収支見通しに係る十分な情報が得られないため、地方公共団体が発行した地方債残高のうち一般会計等が負担することになるもののみならず、地方公社や損失補償を付した第三セクターの負債も含めたストック情報により、決算年度末時点で地方公共団体にとっての将来負担の程度を把握する指標としているものです。

この比率が高い場合は、当該団体の一般財源規模に比べ、将来負担額が大きいということであり、今後、実質公償費比率が増大すること等により財政運営上の問題が生じる可能性が高くなります。

本市5年度決算につきましては、基金や都市計画税、基準財政需要額算入見込額など将来負担額に充当可能な財源等の合計額が、将来負担額を上回ったために、マイナスの比率であることを示す「-」となり、前年度と同様に良好な水準となっています。

【将来負担比率の算定結果】

$$\text{5年度将来負担比率} = \frac{-36,848,725 \text{ 千円}}{92,557,943 \text{ 千円}} = \Delta 39.8 \%$$

(前年度比率: $\Delta 32.3\%$)

資金不足比率

【各公営企業における資金不足額の事業規模(事業収入)に対する割合】

【算定式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【5年度状況】

下水道事業会計(法適用企業)			
指標名	経営健全化基準		再生基準
	基準範囲	市川市に適用される基準	
資金不足比率	20%	20%	—
令和5年度決算に基づく下水道事業特別会計の資金不足比率		— % (比率≤0の場合、—)	

【説明】

資金不足比率は、一般会計等における実質赤字額に相当する、各公営企業会計における資金不足額を各公営企業の事業規模で除した比率で、この比率が高ければ、各会計の事業規模に比べ累積された資金不足が生じていることとなり、公営企業としての経営状況に問題があることとなります。

本市において公営企業会計に分類される会計は、下水道事業会計の1会計ですが、5年度決算につきましては、剰余金(黒字)が発生している状況にありますので、資金不足比率の表記につきましては、一般会計等における実質赤字比率と同様に資金不足額がないことを示す「—」表記となっています。

なお、公営企業会計における剰余額の状況を見ていただくため、各会計の剰余額を分子として事業規模と比較した資金不足比率の算定結果を各会計の下段の枠内にマイナス%で表示させていただいておりますので、参考としてご覧いただきたいと思っております。

【5年度資金不足比率の算定結果】

下水道事業会計	1,551,646 千円 ÷ 5,916,262 千円 = △ 26.22 %	(前年度比率) (△ 30.32%)
---------	-----------------------------------------	-----------------------